

【資料1 住民投票実施の直接請求関連議案】

議案第62号

上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例の制定について

平成16年3月12日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

平成16年3月19日提出

上越市長 木浦正幸

上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、上越市の14市町村合併について、市民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成する為に、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、議会の廃置分合議決前とし、市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において上越市の区域内に住居を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者（以下「投票資格者」という。）とする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国国籍を有する者で、投票日の3箇月前から上越市に住民登録をし、引き続き投票日まで居住している者。
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、投票日の3箇月前から上越市に住民登録をし、引き続き投票日まで住居している者。

2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上覧の永住者の在留資格をもって在留するもの。
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者。

（投票資格者名簿）

第6条 市長は、住民投票における投票資格者について、上越市の合併についての意思を問う住民投票資格者名簿（以下「名簿」という。）を作製するものとする。

2 名簿の登録は、次の各号の掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者に行うものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国国籍を有する者 その者に係る上越市の住民票が作製された日（他の市町村から上越市に住所を移した者で住民基本台帳法「昭和42年法律第81号」第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上上越市の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人 上越市に引き続き3箇月以上住所を有する者（外国人登録法「昭和27年法律第125号」第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が上越市にあり、かつ、同項の登録日「同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日」から3箇月以上経過している者に限る。）であり、かつ、同法第4条第1項13号に規定する在留の資格が永住者又は特別永住者として登録されている者で、市長に名簿登録の資格を得るための申請を文書で行った者。

（投票運動）

第7条 住民運動の関する投票運動は、原則自由とする。

2 前項の投票運動の期間は7日間とし、第4条に定める投票日の前日までとする。

(投票運動の制限)

第8条 前条の定める投票運動の原則自由においても、買収、脅迫など市民の自由な意思が不当に干渉され、又は拘束されるものであってはならない。

第9条 市長は、住民投票が適正かつ効果的に実施されるために、上越市の合併問題に関する必要で十分な情報の提供に努めなければならない。

(投票及び開票)

第10条 投票及び開票の手続き方法は、市長選挙に準じて行う。

2 投票は、投票用紙に記載された複数の案（「賛成」「どちらかと言えば賛成」「どちらかと言えば反対」「反対」）の案から1つを選択し、自ら「○の記号」を記載するものとする。

(投票の成立)

第11条 住民投票は、投票資格者の2分の1以上の者の投票により成立する。

2 前項の規定を満たさない場合は、開票を行わないものとする。

(投票の効力及び結果の公示)

第12条 投票の効力及び判定は、正規に「○の記号」を記載したもの以外は「無効票」とする。

2 市長は、投票の結果が確定したときは、直ちにこれを公示するとともに、当該告示の内容を市議会議長に報告しなければならない。

3 市議会議長は、当該告示の内容の報告について、市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第13条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、廃置分合の議会議決をもって、その効力を失う。

意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づく「上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例」制定の請求に対する同条第3項の規定による意見は、下記のとおりである。

記

「上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例」は、以下の理由により、制定すべきではないと考えます。

この度の「上越市の14市町村合併についての意思を問う住民投票条例」の制定の請求については、その請求の要旨に「今回の合併は自主自立の自治体を作るためであり、その基本は住民参加です。」とあること、また、投票の選択肢として、「賛成」、「反対」のほかに「どちらかと言えば賛成」、「どちらかと言えば反対」が設けられていることから、市民の一人ひとりが市町村合併にかかわることに重きが置かれているものと考えております。

この点について、私は、この度の市町村合併については、極めて重大かつ重要な案件であるとの認識に立ち、行政主導とならないよう、私の市政の基本方針の一つである「市民本位」にのっとり、市民説明会をきめ細かく実施するなど、あらゆる機会をとらえて、市民の皆さんに情報をお伝えするとともに、法定合併協議会の設置などの大きな節目に際し、アンケート調査を行い、市民の意向を十分に踏まえながら、一つ一つ慎重に手順を進めてきたところであります。また、議会に対して情報を提供しながら、本会議はもとより、委員会の場において、議員各位と慎重に議論を重ねているところであります。

このような取組みの中、合併の最終段階である廃置分合の申請の議決に際し、14市町村で合併することについて、市民の皆さんの声をお聞きするため、18歳以上の全市民を対象とする「市町村合併に関する市民意向調査」を実施する経費を予算に計上したところであります。

一方、私は、住民投票は、市町村合併の是非について住民の意見が明らかに二分されている場合に、住民の意思を確認するために行うものであると考えております。

したがって、当市においては、14市町村による市町村合併に向けて民意が形成されつつあることも含め、市民一人一人の参加の下で市町村合併を進めていくためであれば、

新年度予算で提案しておりますように、市民の多様なご意見を意向調査によりお聞きすることが適当であり、住民投票を行う必要はないと考えます。

あわせて、この条例案は、内容上及び法制執務上の不備がある点において適切ではないことを申し添えます。

議案第 39 号

頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票条例の制定について

平成16年5月11日地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票条例制定請求を受理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見を付して村議会に付議する。

平成16年5月29日提出

頸城村長 関 田 武 雄

頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併しようとする場合、その合併の是非について村民の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するために、合併に対する賛否について、村民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、村民の自由な意思が表明されるものでなければならない。

（住民投票の実施とその措置）

第3条 住民投票は、本条例の施行の日から30日以内にこれを実施するものとする。

2 村長は、頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町との合併に関する是非の表明をするにあたり、地方自治の本旨に基づき住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重して行うものとする。

（住民投票の執行）

第4条 住民投票は、村長が執行するものとする。ただし、村長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により頸城村選挙管理委員会に委任することができる。

（住民投票の期日）

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、第3条第1項の期日内で村長が定める日曜日とし、村長は投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第6条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において頸城村に住所を有する年齢満18年以上の日本国籍を有する者であって、前条で規定する告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、引き続き3月以上頸城村に住所を有するものとする。

（投票資格者名簿）

第7条 村長は、投票資格者について、頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（投票の方式）

第8条 住民投票は、一人1票とし秘密投票とする。

2 投票資格者は、頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自らの投票用紙に○の記号を記載する

ことができない投票資格者は、規則に定めるところにより投票をすることができる。

(投票所における投票)

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿、又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則に定めるところにより投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第10条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第11条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認しがたいもの
- (6) 白紙のもの

(情報の提供)

第12条 村長は、住民投票の適正な執行を確保するため、村民が意思を明確にするのに必要な情報の提供に努めなければならない。

(投票運動)

第13条 住民投票の運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等村民の自由な意思が拘束され、又は、不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票立会人、開票場所、開票時間、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例によるものとする。

(結果の告示)

第15条 村長は、住民投票の結果が判明したときには、速やかにこれを告示するとともに、村議会議長に通知しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別紙

意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づく「頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票条例」制定の請求に対する同条第3項の規定による意見は、下記のとおりである。

記

「頸城村が上越市、中郷村、板倉町、清里村、牧村、三和村、浦川原村、大島村、安塚町、名立町、吉川町、柿崎町及び大潟町と合併することの是非を問う住民投票条例」は、以下の理由により、制定すべきではないと考えます。

この条例（案）は、「頸城村が13市町村と合併することの是非について、村民の意思を確認すること」を目的とし、その目的を達成するために村民による投票を行う旨を定め、合併に関する是非の表明を住民投票の結果を尊重して行うよう村長に対し義務付ける内容であり、各条文において、その住民投票の執行に必要な基本的事項を規定しているものであります。

当村では、地方分権の推進や急速に進行する少子高齢化、日常生活の広域化、厳しさを増す行財政など、地域住民や地方自治体を取り巻く様々な状況が変化
する中で、将来を見据えたまちづくりを進めていくため、平成14年度から本

格的にこの重要課題に取り組んでまいりました。取り組みに当たっては、このたびの市町村合併は極めて重大で重要な案件であることから、村民お一人お一人の意向を十分踏まえて進めるべきであるとの認識に立ち、あらゆる機会をとおして議会や村民の皆様へ情報を提供するとともに、議会特別委員会においての議論や審議を重ね、また村民の皆様と懇談する機会を設けるなど、合併に対する村民の合意形成に誠心誠意努めてまいりました。

具体的には、平成13年4月からの頸北地域合併問題勉強会に始まり、平成14年4月には合併に関する調査研究を行う体制づくりを進め、住民懇談会による意見交換をスタートしたほか、視察研修や自治会懇談会、合併に対して様々なご意見をお持ちの方々を招いての講演会、更には女性の集い、村民の各界各層の代表からなる合併問題を考える会などを開催するとともに、村のまちづくり構想を策定し、12月には住民意向調査を実施いたしました。

一方、議会におかれては、それまでの議員調査研究活動としての取り組みを発展させ、正式に市町村合併に関する調査特別委員会を設置し、さらに慎重な検討と審議が積み重ねられてまいりました。

このように、村民の皆様へはあらゆる機会をとおして情報をお伝えし、広範な議論を行った上で、頸北地域での合併研究協議、上越地域での合併協議など、村の方向性を左右する重要な決定の節目に際しては、その時々村民の意向を十分に踏まえながら、議会における本会議はもとより市町村合併に関する調査特別委員会において、再三再四にわたり真剣な審議検討をいただき、一つ一つ慎重なるご判断のうえ決定をいただいていたところでもあります。

14市町村の合併協議におきましても、議会議決を経て設置された上越地域合併協議会では、各市町村の首長、議会代表、及び住民代表、それぞれ7人と

学識経験者の共通委員の構成で、協議会や小委員会の中でそれぞれが対等の立場を基本に広範で多角的、多面的に合併に関する協議が行われてまいりました。

その合併協議会では、14市町村が一体となって上越地域の発展を図るべく今後のまちづくりについて新市建設計画の案が決定されたところであります。

今後の広域的なまちづくりや新市の長期的発展を考える上で、当頸城村の位置付けやその果たすべき役割は極めて大きなものがあると認識をいたしております。

私は、このたびの14市町村の合併は、頸城村はもとより地域全体の将来にとって極めて重要であり、その是非を判断するに当たっては当然ながら民意を反映しなければならないと思っております。また、市町村合併は、多種多様な論点を含んでいるため、より幅広い観点から議論を行い、その判断を行う上では総合的かつ長期的な視点に立つ必要があるものと認識しております。

このような中で、私といたしましては、これまでの経緯を踏まえ「第6回住民懇談会」におきましては、合併協議の最終局面において、住民投票で合併の是非のみを二者択一をするという手法はいかがなものかという考えをもとに、今進められている住民投票の実施に対しては反対の意向であることをお伝えしながら村民の皆様との意見交換をさせていただき、現在、村が進めている合併についてはご理解いただけたものと思っております。

また、このたびの住民投票条例制定の請求趣旨は、要旨・内容などから住民自治、住民の参加という観点で、市町村合併を進めていくことに重きが置かれているものと思われまます。この点で申し上げれば、これまで、私が村政に取り組んできたスタンスも「村民の皆様の民意」を反映した村政の執行を基本方針としてきたところでありまして、今回の条例制定請求の皆様の考えと変わるも

のではないと思っております。

今回の合併につきましても、住民懇談会やいろいろな合併に対する情報提供を行いながら、村民の皆様のご意見やご意向をお聞きする住民意向調査の機会を常に考えてまいりました。その実施について、何時どの段階で行うか、見極めてきたところであります。このたびの14市町村の合併協議も大詰めを迎えてまいりました。この時期が意向調査の実施時期として適当ではないかと判断をいたしまして、過日、議会特別委員会に住民意向調査実施についてご説明申し上げたところであります。

したがいまして、この住民投票条例（案）につきましては、これを制定する必要はないと考えるものであります。

あわせて、この条例（案）は、法制執務上の不備があることを申し添えて、私の意見といたします。